

通所介護計画にない訪問サービス提供

担当者会議は開催不要

コロナ対策臨時取り扱い(第8報)

通所介護事業所が新型コロナウイルス感染症で当初計画に位置付けられていない「時間短縮した通所サービス」「訪問サービス」を提供する場合、事前に利用者の同意を得ていればサービス担当者会議は開催しなくてもよい。厚生労働省が、

福祉用具貸与では、計画作成やモニタリングに当たり、感染拡大防止の観点から利用者居室を訪問できないなど、やむを得ない理由がある場合、電話・メール活用など柔軟な取り扱いが可能。

レンタル用具消毒については消毒・清掃等は「次亜塩素酸ナトリウム溶液(0.05%)で清拭後、水拭きし、乾燥させる」を想定しているとした。